

美作市障がい福祉計画（第6期）

美作市障がい児福祉計画（第2期）

2021～2023年度

岡山県美作市

# 目 次

I	美作市障がい福祉計画の基本理念等	福 3
1	計画策定の背景	福 3
	(1) 法令の根拠	福 3
	(2) 計画策定の背景と趣旨	福 3
2	基本理念	福 3
	(1) 自己決定と自己選択の尊重	福 4
	(2) 地域生活移行及び就労支援	福 4
	(3) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組	福 4
	※美作市地域包括ケアシステム構想図（障がい者版）	福 6
3	計画の内容	福 7
	(1) 成果目標と活動指標	福 7
	(2) 美作市独自の目標等	福 7
4	計画の目的及び特徴等	福 8
	(1) 訪問系サービスの保障	福 8
	(2) 日中活動系サービスの保障	福 8
	(3) 障がいのある児童福祉サービスの保障	福 8
	(4) 地域生活への移行の推進	福 8
	(5) 一般就労への移行の推進	福 9
	(6) 障がい理解の推進	福 9
	(7) 計画推進に関する評価・検証（PDCAサイクルの導入）	福 9
5	地域共生社会の実現へむけて ～ニーズへの取り組み～	福 9
	(1) 支援の充実にむけて	福 9
	(2) 相互理解にむけて	福 10
	(3) 社会参加にむけて	福 11
	(4) 権利擁護の充実にむけて	福 12
	(5) 災害時に要支援者を支える体制づくりにむけて	福 12
II	第5期計画の進捗状況及び数値目標（必要な量の見込み）	福 14
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	福 14
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	福 15

3	地域生活支援拠点等の整備	福 16
4	福祉施設利用者の一般就労への移行	福 17
5	障がい児支援の提供体制の整備等	福 20
6	美作市独自の数値目標を設定	福 22
III	指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込みと確保のための方策	福 24
	指定障がい福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量 の見込みと確保のための方策	
	(1) 訪問系サービス	福 24
	(2) 日中活動系サービス	福 26
	(3) 居住系サービス	福 31
	(4) 指定相談支援	福 32
IV	障害児通所支援等の必要な量の見込みと確保のための方策	福 34
	障害児通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みと 確保のための方策	
	(1) 児童福祉法による障がい児を対象としたサービス	福 34
	(2) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及び その提供体制の整備について	福 37
V	指定障がい福祉サービスの人材確保と資質の向上等	福 40
VI	美作市地域生活支援事業の実施に関する事項	福 41
	実施する事業の内容	
VII	美作市障がい福祉計画の期間及び見直しの時期	福 45
VIII	美作市障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価	福 45

# I 美作市障がい福祉計画の基本理念等

## 1 計画策定の背景

### (1) 法令の根拠

この計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」である「美作市障がい者計画」を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づき、国の定める指針に即し策定する「市町村障害福祉計画」であり、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成30年4月1日施行）により、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」と一体のものとして策定します。

### (2) 計画策定の背景と趣旨

平成18年に国連総会において、障がい者の人権及び基本的人権の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、「障害者の権利に関する条約」が採択されました。我が国においては、平成19年には条約へ署名し、条約締結に向けた国内法令の整備が進められ、平成26年に条約を締結し発効しました。

一方、国内においては、平成18年に障害者自立支援法が施行され、サービス体系の再編や一元化が進み、利用者負担や障がい者の範囲等の見直しによる改正を経て、平成25年4月より「障害者総合支援法」が施行されました。またこの間、障害者虐待の防止、障害者の援護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）、障害者基本法改正法、障害者の雇用の促進に関する法律（障害者雇用促進法）改正法等の成立により国内法令の整備が進められました。

本市においては、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画を3年ごとに策定しており、平成30年度に策定した「美作市障がい福祉計画（第5期計画）美作市障がい児福祉計画（第1期）」が令和2年度で計画期間の終了を迎えるため、令和3年度を始期とする「美作市障がい福祉計画（第6期計画）美作市障がい児福祉計画（第2期）」を策定することとしました。

## 2 基本理念

全ての市民が地域の中で夢と希望を持って、いきいきと暮らす「地域共生社会」の実現に向け、障がい者を特別視するのではなく、障がいの有無にかかわらず、地域で

生活している誰かの生活課題は、他人ごとではなく、地域住民全ての共通課題として認識し、地域住民やあらゆる社会資源が一体となり、その課題解決に向けて考え、お互いが支え合えることが重要である。一般社会の中で普通の生活を送れるよう合理的な配慮（注1）を行い、障がい者が必要な支援を受けることができ、また、受けるだけでなく、できる範囲で地域の中での支えてとしての役割をもって活躍できる環境を作ることで、障がいの有無に関係なく、全ての市民が、美作市に生を受け、美作市で育ち、美作市で人生を終えられてよかったと思えるような、夢と希望を持てる社会を目指す「美作市障がい者計画（第3次）」の理念を継承し、より一層発展させていきます。

### **(1) 自己決定と自己選択の尊重**

ノーマライゼーション（注2）の理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

### **(2) 地域生活移行及び就労支援、就労定着並びに社会参加の促進**

障がいのある人が地域で安心して暮らし、また地域の一員として何らかの役割を担い生きがいを感じながら生活できるという観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービスに加え、就業に伴う生活面の課題だけでなく、多様な趣味やスポーツ・文化芸術活動等の社会参加のための支援に対応できるよう、事業所・地域・家族等との連絡調整や支援を行うサービスの提供基盤や各種情報提供体制の拡充を進めます。

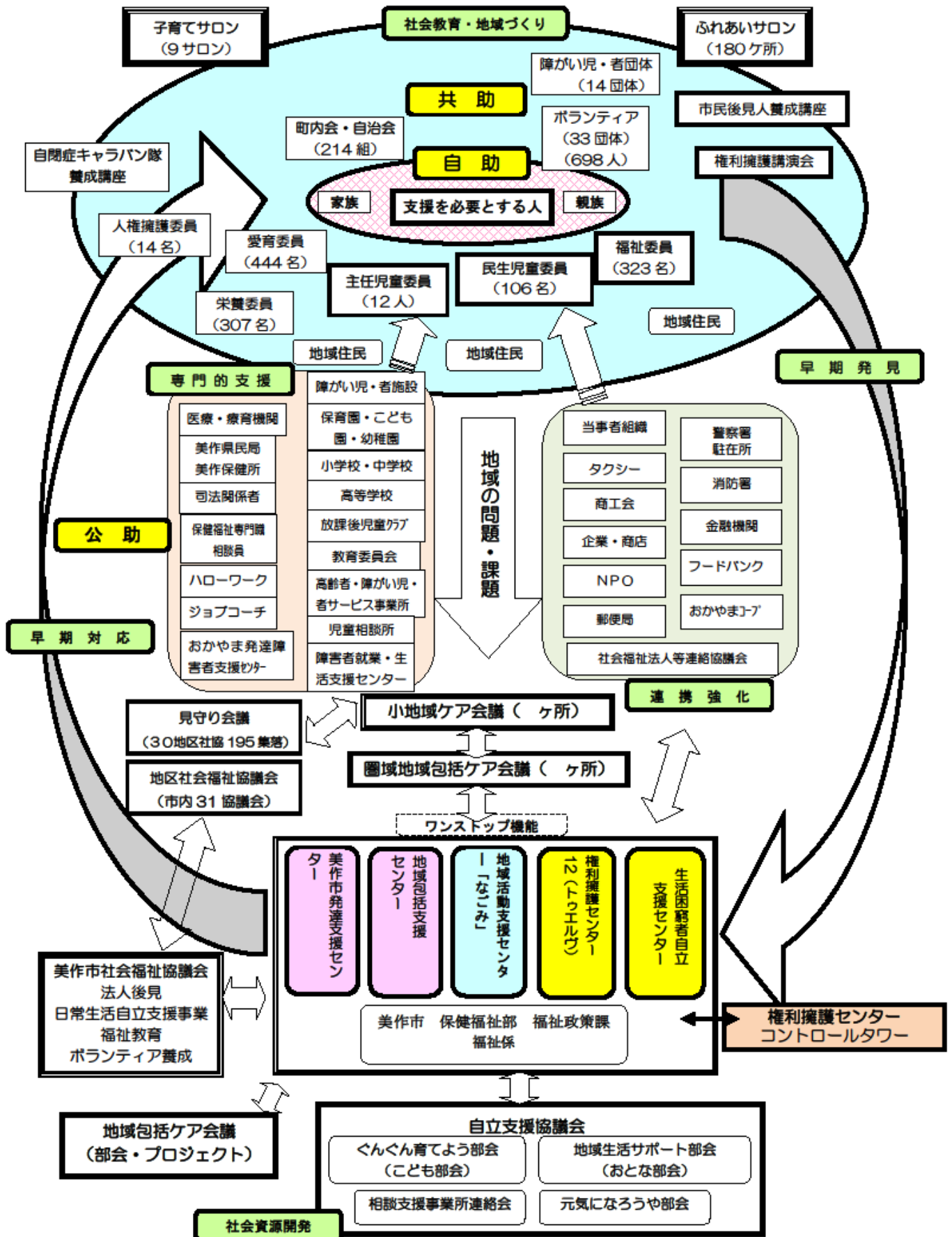
### **(3) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組**

障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、社会福祉法人やNPO（注3）等によるインフォーマルサービス（注4）への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組み「美作市地域包括ケアシステム（障がい者版）」を確立させ、地域と行政、専門的機関等をつなげ、支援を必要とする人の早期発見、早期支援ができるような体制づくりを進めます。

- (注1) 合理的（な）配慮・・・障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。
- (注2) ノーマライゼーション・・・一般的には障がい児・者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方。
- (注3) NPO・・・法人格を持った民間の非営利組織団体。
- (注4) インフォーマルサービス・・・行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのこと。例えば、近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動。

# 美作市地域包括ケアシステム構想図（障がい者版）

（権利擁護のしくみも含めて）



### 3 計画の内容

#### (1) 成果目標と活動指標

計画の実施により達成すべき目標として、国の指針に基づき、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等<sup>(注5)</sup>の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」、「障がい児支援の提供体制の整備等」について、具体的な数値目標（成果目標）を設定します。また、成果目標達成に向けた状況確認を行うための指標として、指定障がい福祉サービスについて、必要な見込み量（活動指標）を設定し、その確保のための方策を記載します。

#### (2) 美作市独自の目標等

美作市では少子高齢化が急速に進んでおり、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすために、社会構造の変化に対応した仕組み作りが必要となっています。また、近年、全国的に発達障がい<sup>(注6)</sup>児が増加傾向にあると言われており、美作市においては、支援学級の在籍者数が県平均を上回るなどの課題に対し、インクルーシブ教育<sup>(注7)</sup>システムの構築に向け、市内各小中学校に特別支援教育支援員<sup>(注8)</sup>を配置するなどの対応を行っています。小中学生に対する福祉教育<sup>(注9)</sup>として、小中学校に出向きアイマスク、車イス体験よる疑似体験に取り組んでいますが、今後は小中学生のみならず、地域住民等を含めた福祉教育の充実が必要となっています。本計画においては、前計画から市が行っているボランティアの養成、成年後見制度の普及・啓発、障がい児の支援等の事業に加え、小中学校への特別支援教育支援員数、福祉教育事業について独自の数値目標を定めることとします。

なお、市が実施主体となり柔軟に事業展開できる、地域生活支援事業についても、指定障がい福祉サービスと同様に、その種類ごとに必要な見込み量を設定することとします。

(注5) 地域生活支援拠点等・・・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点。

(注6) 発達障がい・・・自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。

(注7) インクルーシブ教育・・・子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学



級で学ばれることを目指す教育理念と実践プロセスのことをいう。

- (注8) 特別支援教育支援員・・・幼稚園、小・中学校、高等学校において、障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常活動動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う者。
- (注9) 福祉教育・・・すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助け合う態度を育て、共に生きる人間の育成を目指すもの。



(中学生によるアイマスク体験)

#### 4 計画の目的及び特徴等

##### (1) 訪問系サービスの保障

障がいのある人に対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の充実を図り、市内どこでも必要な訪問系サービスが受けられるよう取り組みを進めます。

##### (2) 日中活動系サービスの保障

障がいのある人に対する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターをいう。以下同じ。）の充実を図り、必要なサービスを必要な量の支給ができるよう取り組みを進めます。

##### (3) 障がいのある児童への福祉サービスの保障

障がいのある児童に対する障がい児福祉サービス（放課後等デイサービス、児童発達支援等をいう。以下同じ。）が受けられるよう取り組みを進めます。

##### (4) 地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホーム（注10）の充実を図り、地域でのひと

り暮らしを支援します。また、自立訓練事業等の活用により、施設入所・入院から地域生活への移行を推進します。

#### (5) 一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の活用により、地域での職業的な自立を目指している人や福祉施設を利用している人の一般就労への移行を進めます。併せて、就労が継続・定着するための支援体制の整備を行い、雇用の場の拡大を促進します。

#### (6) 障がい理解の推進

障がいのある人が暮らしやすい地域となるよう、障がいに対する正しい理解と啓発についての取り組みを行います。

#### (7) 計画推進に関する評価・検証（PDCAサイクルの導入）

成果目標及び活動指標については、PDCAサイクル<sup>(注11)</sup>のプロセスにより、中間評価を行い、必要があるときには計画の変更や見直しを行うこととします。

(注10) グループホーム・・・障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

(注11) PDCAサイクル・・・一連の活動を、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的に改善していく手法。一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入り、次期も新たなPDCAサイクルを進める。

### 5 地域共生社会の実現へ向けて ～ニーズへの取り組み～

少子高齢化が急速に進む中、障がい者手帳所持者についても高齢化が進んでいる傾向があります。障がいのある人及びその家族が安心して地域で暮らすためには、上記の障がい福祉サービスの充実を進めるとともに、介護保険制度など、他の福祉サービスと効率的かつ柔軟に連携していく必要があります。また、生活習慣や価値観が多様化する中で、地域のつながりが希薄になりつつあり、公的な支援体制の充実はもとより、インフォーマルな支援など、地域全体で障がい者を支える取り組みが求められています。

#### (1) 支援の充実にむけて

障がいのある人及びその家族が、将来にわたり地域で安心して暮らすために、福祉

サービスの利用、住まいの場の提供、就労に関する体制など、様々な支援が効果的に活用されるよう情報提供に努め、包括的な支援を行います。また、障がいのある人の生涯を通じた暮らしを支えるために、居住支援と地域支援の一体的な整備が求められています。グループホームなどの居住の場に、相談、体験の場、緊急時の受入・対応などの機能を付加し、コーディネーター（注12）などの専門性の高い人材を配置した、地域生活支援拠点の設置に向けた検討を行います。（地域生活支援の充実）

障がいのある人の悩みや問題は、その障がいの部位や程度、年齢、家族や社会の状況など様々な要因により異なります。幼児期、学齢期、青年期など成長の節目を安心して越えるために、生涯を通して支える仕組みが重要であり、一貫した支援ができるよう、関係者のネットワーク化を進めます。このため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる勝英地域自立支援協議会の充実に努めます。（関係機関との連携強化）

また、高齢化社会が進む中、障がいのある高齢者も増加傾向にあります。障がいのある高齢者については、介護保険制度のみでは対応が困難な事例が見受けられ、今後大きな課題となることが予想されます。障がいのある高齢者の問題について、検討を進めることとします。（障がいのある高齢者の問題についての検討）

これからの障がいのある人及びその家族への支援は、行政を中心とした専門機関・団体の支援（公助）と、地域住民や企業・商店、ボランティアなどの支援（共助）、さらには隣近所の身近な支援（近助）が必要であり、それらが別々にではなく、連携して支援していくことが重要となってきます。このため、こうした支援の総合的・包括的なシステムの構築に取り組みます。（包括的なシステム構築への取り組み）

## (2) 相互理解にむけて

障がいのある人が暮らしやすい地域づくりを進めるために、子育てから教育、就労、地域などあらゆる分野と連携して、障がいの正しい理解と啓発を進めます。こうした障がいへの理解と啓発の推進役として、疑似体験など交えて地域で福祉教育を進めていくボランティア（キャラバン隊）を養成していきます。また、地域住民に障がいへの理解を深めるため、市内31ある地区社協の中で、地域課題の協議の場である福祉会議において、障がい理解に向けた講座等を開催していきます。特に、合理的配慮が義務付けられている行政職員、障害福祉サービス事業所等の従事者や、教員、保育士をはじめ子どもに携わる者に対しては、研修等を実施し、障がいへの理解を徹底して

いきます。（障がいの理解啓発）

さらに、当事者の生きがいや仲間づくり、社会的理解を進めるために、障がい者団体、親の会が活性化し、活動が広がるように支援します。（障がい者団体、親の会のつながり）



（啓発イベント『元気になるうやフェスタ』）

### (3) 社会参加にむけて

障がいのある人が、地域の中でいきいきと暮らすためには、地域の一員であることが前提となります。社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの各種福祉関係者と連携し、地域で生活する人たちがともに支えあう地域となるよう、地域福祉の充実を推進していきます。（地域福祉の推進）

聞こえにくい、見えにくい、伝えにくいといった多様なコミュニケーション支援の充実を推進するため、手話通訳者や要約筆記（注13）者の養成や派遣事業の充実を図ります。また、多様な意思疎通支援を必要とする障がい者への支援体制の充実を図ります。（多様なコミュニケーション手段の確保）

通勤や通院、余暇活動等に必要な移動手段は、障がいのある方の社会参加に大きな障壁となっています。移動支援、市バス、デマンドバス（注14）、福祉有償運送（注15）等、既存のサービスや新しい仕組みを含めて、移動手段の確保に取り組んでいきます。（移動手段の確保）

市内企業等における障がい理解の促進を図るため、企業向け講座、研修を行います。また、特定求職者雇用開発助成金（注16）等既存の制度を含めた助成制度を活用し、障がい者を雇用しやすい環境を整備します。（障がい者雇用の推進）

障がいのある人が、さまざまなスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡

大を図るとともに、芸術性の高い障がい者の作品を評価・発掘するために展示機会の充実を推進していきます。（スポーツ・文化活動の振興）

障がいのある人が社会参加する際のさまざまなニーズに対応していくには、長期的で段階を踏んだユニバーサルデザイン（注17）化を推進していく必要があります。公共施設のバリアフリー（注18）化を進めるとともに、新たに整備する施設については、障がい者の意見を取り入れ、誰もが使いやすい施設整備を行います。（公共施設のバリアフリー化）

#### （4）権利擁護の充実にむけて

美作市権利擁護センターの機能拡充のために、中核機関（注19）の設置を検討するとともに、適切な支援を受けることが困難な人に対し、代理権や同意権が行使できる成年後見制度（注20）の利用や、金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業（注21）の利用について普及・啓発の強化に努めます。（成年後見制度等の普及）

家庭、事業所、施設などで潜在するとされる障がいのある人に対する虐待については、虐待防止センターを中心として、早期発見の取組み、発生した場合の迅速かつ適切な対応や再発防止について、権利擁護センターをはじめ各関係機関との連携強化を図りながら防止に努めます。（虐待の防止）

#### （5）災害時に要支援者を支える体制づくりにむけて

東日本大震災後、災害対策基本法が改正され、地震や風水害などから障がいのある人など避難行動要支援者（注22）の人命を守るための対策が強化されています。要支援者名簿の作成、自主防災組織等との連携など、担当課と連携して体制を整備するとともに、「災害時サポートブック～私の避難プラン（注23）」の普及に努めます。併せて、災害時に要支援者を支援する福祉避難所の設置について充実を図るとともに、障がいがある方が参加する防災訓練を実施します。

（注12）コーディネーター・・・ものごとを調整する役の人。障がい者福祉においては、障がいのある人を支援するための事業や、地域の関係機関と連絡調整を行うことになる。

（注13）要約筆記・・・聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。ノートなどの筆記具を使うほか、OHP やパソコンを利用して、講義や談話などの内容を映し出すなどの方法がある。

（注14）デマンドバス・・・利用者の要望に応じ、運行ルート・時間・乗降場所などを対応させる仕組みのバス。

- (注 15) 福祉有償運送・・・NPO 法人などが、安い料金で高齢者や障がい者の自宅と病院などの間を車で送迎する事業。
- (注 16) 特定求職者雇用開発助成金・・・高齢者、障がい者、母子家庭の母などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して支給される給付金。
- (注 17) ユニバーサルデザイン・・・バリアフリーは、障がいによりもたらせるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、文化・国籍・言語にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。
- (注 18) バリアフリー・・・障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは住宅建築用語。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。
- (注 29) 中核機関・・・成年後見制度の利用を促すために必要とされる、様々な関係団体の地域ネットワークの中核を担う機関。家庭裁判所をはじめ、弁護士会などの専門職団体、医療福祉関係団体などと連携し、相談対応や後見人候補の調整といった役割を果たす。
- (注 20) 成年後見制度・・・認知症、知的障がい、精神障がいにより、判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、人間としての尊厳がそこなわれたりすることがないように、主に法律面で支援する制度。
- (注 21) 日常生活自立支援事業・・・高齢、知的障がい、精神障がいにより、日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方に福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書など大切な書類の預かり等、援助を行うもの。
- (注 22) 避難行動要支援者・・・高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- (注 23) 災害時サポートブック～私の避難プラン・・・岡山県の発案により、障害のある方やそのご家族が、ご自身の希望や意向に沿って作成していただくもので、身近な人の支援のもと障害のある一人ひとりに応じて作成される避難行動計画です。なお、作成の過程で市町村や地域の人に関わってもらったり、作成したプランの情報を市町村などと共有したりすることが重要となります。

## II 第5期計画の進捗状況及び数値目標（必要な量の見込み）

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 第5期計画の実施状況

区 分		数 値	備 考
基礎数値		65人	平成28年度末の施設入所者
目 標 値	入所者数	63人	令和2年度末時点の施設入所者
	削減数	2人 (3.1)	基礎数値－入所者数
	地域生活移行者数	6人 (9.2)	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
実 績 値	入所者数	61人	令和2年度末の施設入所者
	削減数	4人 (6.2)	令和2年度末時点の削減数
	地域生活移行者数	0人 (－)	令和2年度末時点の地域生活移行者

※ ( ) 内は基礎数値に対する比率(%)

第5期計画では、平成28年度末から令和2年度末までに、施設入所者の削減数を2人としていました。令和2年度末現在で4人の削減です。令和2年度末までの地域生活移行者数は0人で、平成28年度末の目標値としている6人の達成は難しい状況にあります。

#### 第6期計画の成果目標

区 分		数 値	備 考
基礎数値		61人	令和2年度末の施設入所者
目 標 値	入所者数	58人	令和5年度末時点の施設入所者
	削減数	3人 (4.9)	基礎数値－入所者数
	地域生活移行者数	4人 (6.6)	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

※ ( ) 内は基礎数値に対する比率(%)

施設入所者の地域生活の移行について、より一層の支援が必要となりますが、令和5年度末までに、施設入所者数を基準年月（令和2年3月）の数値から4.9%以上減少し、施設入所者数の6.6%以上が地域生活へ移行することを基本として、下記の目

標を設定します。

### 地域生活への移行のための方策

施設入所者の地域移行の可能性や意向を、認定調査や計画相談により把握したうえで支援を行っていきます。

また、在宅生活を支える取り組みを充実させることで施設入所に頼る体制を変える必要があります。親亡き後も住み慣れた地域で住み続けられるように、成年後見制度等の促進やグループホーム等の増設、日中活動の場の確保、ホームヘルパーの充実に対して支援していきます。

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、国の方針では、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置することとされています。

### 第6期計画の成果目標

項目	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和5年度末までに協議の場を設置

### 目標達成のための方策

本市では、精神障がい者が地域で自分らしい暮らしをすることができるよう「医療との連携」、「精神障がい者の生活拠点等の確保及び障害福祉サービス等の充実」、「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）等の充実と地域関係機関との連携強化」を図り、保健・医療・福祉関係者による協議の場を、自立支援協議会等において関係機関参画のもと設置を検討していきます。

#### ・医療との連携

退院支援にあたっては、入院中に退院に向けた検討がされた時点で、医療機関や家族、支援関係者により市内相談支援機関（社会福祉課・健康づくり推進課・地域活動支援センター・美作保健所）と連絡を取り合い、本人の了解の上で退院に向けた準備をしていきます。

#### ・精神障がい者の生活拠点等の確保及び障害福祉サービス等の充実



退院後の地域生活の安定を図り、家族からの自立や単身生活への準備をする場合には、まず生活の拠点としての「居住の場の確保」が重要です。そのためには、グループホームの利用が有効であり、日常生活の支援を行い地域生活への力をつけていきます。

また、長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量を勘案し、障害福祉サービス等の充実を図っていきます。

・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）等の充実と地域関係機関との連携化

相談支援機関は、障がい者自ら望む生活を送るため、また保護者や家族からの障がい者支援への相談窓口として重要な役割を果たしています。

施設や病院に長期入院していた障がい者が地域での生活に移行する準備等のための地域移行支援、移行後の自立し安定した生活を支援するための地域定着支援、自立生活援助などの利用を促進していきます。地域移行した方々が病状悪化による入退院を繰り返すことがなく、安定した地域生活が送れるよう相談支援事業者、訪問看護事業者、その他のサービス事業者間で地域連携を図ります。



(グループホーム)

### 3 地域生活支援拠点等の整備

相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等の整備について、国の方針では、市町村または各圏域に少なくとも1つは整備することとされています。

## 第6期計画の成果目標

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	令和2年度末までに設置予定 (勝英地域自立支援協議会)

### 目標達成のための方策

本市では、障がい者の重度化・高齢化や親の高齢化、親亡き後を見据えての対応として、相談支援、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり等の機能を集約して実施する地域生活の支援拠点について、面的な体制による整備によって機能を担う方式で、自立支援協議会等において、関係機関などの参画のもと、検討しており整備後は、随時見直していく予定となっています。

## 4 福祉施設利用者の一般就労への移行

### ①一般就労への移行者数

#### 第5期計画の実施状況

区分	数値	備考
基礎数値	2人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標値	3人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
実績	3人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 就労支援事業利用者 0人 就労継続支援A型 1人 就労継続支援B型 2人

福祉施設を退所し、企業(就労継続支援A型及び福祉工場の利用者となった者を除く)へ就職した人、在宅就労した人、起業した人は平成28年度に2人であったものの、令和元年度は3人となっています。また、令和元年度末に福祉施設を退所し、就労継続支援A型1人、B型2人おられます。

#### 第6期計画の成果目標

区分	数値	備考
基礎数値	3人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標値	4人 (1.3)	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数

国の指針では令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数を、対令和

元年度比で1.27倍以上とすることを基本としており、第6期計画では令和5年度中に4人の移行を目標とします。

## ②就労移行支援事業の利用者数

### 第5期計画の実施状況

区 分	数 値	備 考
基礎数値	5人	平成28年度において就労移行支援事業の利用をする者の数
目標値	6人	令和元年度において就労移行支援事業の利用をする者の数
実績	2人	令和元年度において就労移行支援事業の利用をする者の数

就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、就労に関する相談や支援を行う就労支援事業については、令和元年度末の利用者が2名となっています。

### 第6期計画の成果目標

区 分	数 値	備 考
基礎数値	2人	令和元年度末において就労移行支援事業の利用をする者の数
目標値	4人	令和5年度末において就労移行支援事業の利用をする者の数

国の指針では令和元年度末の利用者の数を、対令和元年度比で7割以上の増加を基本としており、第6期計画では令和5年度末の利用者数を4名の目標とします。

## ②就労移行支援事業所ごとの就労移行率

本市の令和元年度の就労移行率は、20%となっています。

### 第5期計画の実施状況

区 分	数 値	備 考
基礎数値	5人	平成28年度において就労移行支援事業の利用をする者の数
目標値	6人	令和2年度末において就労移行支援事業の利用をする者の数
実績	2人	令和元年度において就労移行支援事業の利用をする者の数

国の基本指針では、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数を全体の5割以上にすることとしており、目標値もこれに準拠して決定します。

## 第6期計画の成果目標

項目	割合
令和5年度において就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%

※就労移行率：4月1日時点における支給決定された者の中で、年度中に一般就労した者の割合（事業所毎）

### ③就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

国の基本指針では、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を全体の8割以上にすることとしており、目標値もこれに準拠して決定します。

#### 第6期計画の成果目標

区分	割合
令和3年度の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%
令和4年度の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%

#### 一般就労への移行のための方策

就労移行支援事業については近隣に事業所がなく、通所による利用が困難な状況にあり、施設入所もしくはグループホーム等の利用との組み合わせによる形態が想定されます。支援学校を卒業する方など、若年層に対して利用の促進を図ります。

福祉サービス事業所と就労支援機関、ハローワークとの連携、障害福祉サービス事業所間のネットワークづくりの一層の推進を検討していきます。また、就労後の定着支援も強化・充実を図っていきます。

また障害者就労施設からの物品等の調達推進等に関する法律（優先調達推進法）に基づき、物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ります。



(就労継続支援 A 型事業所での作業の様子)

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを 1 箇所以上設置することとしており、目標値もこれに準拠し、市内又は通所可能な福祉圏域への設置を目指します。

#### 第 6 期計画の成果目標

項 目	状 況
児童発達支援センターの設置	令和 5 年度末までに 1 箇所設置

### ④ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしており、目標値もこれに準拠し、市内に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

#### 第 6 期計画の成果目標

項 目	状 況
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和 5 年度末までに市内に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

### ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することとしており、目標値もこれに準拠し、市内又は通所可能な福祉圏域への設置を目指します。

#### 第6期計画の成果目標

項目	状況
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに1箇所設置

### ⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置することとしており、目標値もこれに準拠して決定します。

#### 第6期計画の成果目標

項目	状況
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和3年度末までに設置

### 障がい児支援の提供体制の整備のための方策

美作市発達支援センターが平成28年度に設置され、発達支援の相談窓口として、地域の実情を踏まえ、必要な支援を受けられるような体制づくりを行っています。障がい児通所支援等の障がい児を対象としたサービス事業所と連携し、必要な支援を行えるよう体制整備を進めます。

一方で、市内には児童発達支援事業所は1ヶ所、放課後等デイサービス事業所は3ヶ所開設されているが、市外の事業所への通所者も多数有り、支援に必要な対象児数も増加傾向にあることから、サービス提供について質、量ともまだ不足している状況にあります。保育所等訪問支援や重症心身障がい児を支援する事業所を含め、事業所が参入できる方策を検討していきます。

医療的ケア児の支援に関わる庁内関連部署で協議し、協議の場の設置に向けた検討をしていきます。

## 6 美作市独自の数値目標を設定

### ・ボランティアの養成

区 分	数 値	備 考
5期計画の目標値	1講座 30回	令和元年度における講座開催数
	2講座	令和元年度における市社会福祉協議会が独自に開催する講座数
	1組織	理解・啓発の推進役となるボランティア組織の養成
実績	1講座 25回	令和2年度における講座開催見込み数
	0講座	令和2年度における市社会福祉協議会が独自に開催する講座見込み数
	0組織	理解・啓発の推進役となるボランティア組織の養成
目標値	1講座 30回	令和5年度における市委託事業の講座数
	2講座	令和5年度における市社会福祉協議会が独自に開催する講座数
	1組織	理解・啓発の推進役となるボランティア組織の養成

ボランティアの養成については、美作市社会福祉協議会において、主に地域福祉活動に密着した研修や講座が開催できるよう、美作市及び社会福祉協議会が、連携して取り組むこととします。

### ・日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

区 分	数 値	備 考
5期計画の目標値	60件	令和2年度末における総利用件数
実績	6件	令和2年12月末における新規利用件数
	52件	令和2年12月末における総利用件数
目標値	60件	令和5年度末における総利用件数

・成年後見制度

区 分	数 値	備 考
5期計画の目標値	8件	令和2年度末における利用件数
実績	6件	令和2年12月末における利用件数
目標値	8件	令和5年度末における利用件数

・心身障がい児通所訓練（理学療法士による心身障がい児・者の機能訓練）

区 分	数 値	備 考
5期計画の目標値	24回	令和2年度における実施回数
実績	20回	令和2年度における実施見込み回数
目標値	24回	令和5年度における実施回数

・発達支援教室（にこにこ教室）（要観察児と親の相談・子育て支援業務）

区 分	数 値	備 考
5期計画の目標値	50回	令和2年度における実施回数
実績	48回	令和2年度における実施見込み回数
目標値	50回	令和5年度における実施回数

・市内小中学校への特別支援教育支援員

区 分	数 値	備 考
実績	25人	令和2年度における配置数
目標値	26人	令和5年度における配置数

・福祉教育（学校教育として）

区 分	数 値	備 考
実績	4校	令和2年度における実施見込み学校数
	6回	令和2年度における実施見込み回数
目標値	15校	令和5年度における実施学校数
	15回	令和5年度における実施回数





(小学生による全盲の方によるお話と、盲導犬体験)

・ 福祉教育（一般市民等を対象とした研修会等）

区分	数値	備考
目標値	6 箇所	令和 5 年度における実施箇所数
	6 回	令和 5 年度における実施回数

福祉教育については、美作市社会福祉協議会と共に連携を図りながら、障がいを理解するための実体験を取り入れ、それを基に自分たちで何ができるのかを考える機会を提供します。また、これらの福祉教育の場については、学校や地域に積極的に出向いていき、正しい知識や情報を広く提供することで、障がいに対する差別や偏見をなくし、地域の誰もがお互いに理解し合い支え合える「地域共生社会」の実現のための最初の一步として推進していきます。

### Ⅲ 指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込みと確保のための方策

#### 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みと確保のための方策

##### (1) 訪問系サービス

居宅介護等の訪問系サービスは、日常生活上の介護や支援が必要な障がいのある人が地域で暮らすために重要なサービスであることから、ホームヘルパー等の資質の向上を図るとともに、必要なサービス量を確保することに努めます。さらに、利用実績の少ない重度訪問介護、同行援護、行動援護等の利用拡大を図ります。

① 居宅介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護や掃除・洗濯等の家事の援助などを行います。

② 重度訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護が必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出時に必要となる援助を行います。

④ 行動援護

自己判断能力が制限される人が外出するときに、ホームヘルパー等が、危険等を回避するために必要な支援や、外出時の移動の補助などを行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(単位：時間)

区 分		第5期（実績）			第6期（見込み）			備考
		30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	障 が い 者	364 (39)	393 (46)	424 (55)	458 (65)	494 (77)	533 (91)	一ヶ月当 たりの見 込み数量
	障 が い 児	0 (0)	0 (0)	0 (0)	20 (2)	30 (2)	40 (2)	

\* ( )内の数値は実利用人数、令和2年度実績は9月の数値、以下同様。

## 見込み量確保のための方策

第5期計画期間中、利用時間は見込み数量を上回り推移しています。第6期計画では、他のサービスとの組み合わせにより、地域で安心して生活できるよう見込み量を設定します。

サービス提供に向けて、利用実績のない同行援護や行動援護の利用を促進するとともに、高齢者への訪問系サービスを実施している事業者との調整を行うなど、市内の全地域におけるサービス提供を実施できるよう、多様な事業者の参入を推進します。

### (2) 日中活動系サービス

障がいのある人に日中活動系サービスを提供します。

#### ① 生活介護

常に介護が必要な人に、主に昼間施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。

第5期計画では、第4期計画の期間中の利用実績を基に、利用人数を勘案し、見込み量を定めました。見込み量どおり推移しています。第6期計画でも、第5期計画の期間中の利用実績を基に、今後の利用人員を勘案し、見込量を定めました。

(単位：\*人日分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
2,155 (115)	2,092 (114)	1,997 (108)	2,307 (126)	2,422 (132)	2,537 (139)	一ヶ月当たりの見込み数量

\* 「人日分」=「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」

#### ② 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

第5期計画期間中の利用は見込みを下回りましたが、これはサービスの性質上対象者が限られることが原因とされます。施設入所者の地域生活への移行の目標値を達成できるように、利用の促進に努めます。

(単位：人日分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
0 (0)	0 (0)	0 (0)	60 (3)	80 (4)	100 (5)	一ヶ月当たりの見 込み数量

### ③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者や精神障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

第5期計画期間中の利用は見込みを下回っています。施設入所との組み合わせによる利用者が多いことから、地域生活への移行の目標値を達成できるよう、提供事業者との連携を行います。

(単位：人日分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
20 (1)	57 (3)	34 (2)	63 (4)	66 (5)	70 (5)	一ヶ月当たりの見 込み数量

### ④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

第5期計画中は見込量を下回り推移しました。これは、サービス提供事業者が近隣になく、通所による利用が困難な状況にあることが原因だと思われます。本事業は一定期間内に就労へとつなげていく目的があるため、事業運営が厳しいことも本サービスを提供する事業所が伸び悩んでいる原因の一つと考えられます。地域で自立した生活を行うために、就労は不可欠であり、支援学校新卒者など若年層の利用促進を図ります。

(単位：人日分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
15 (1)	22 (2)	49 (2)	88 (3)	158 (5)	306 (7)	一ヶ月当たりの見 込み数量

#### ⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業等で就労が困難な人に、事業所内において、雇用契約に基づく働く場の提供をするとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

実績は第5期計画の見込量を下回っています。今後も本サービスの充実を図るとともに、一般就労へのステップアップの場としての支援を行うこととします。

(単位：人日分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
1,170 (53)	1,170 (53)	1,038 (47)	1,145 (56)	1,156 (56)	1,181 (58)	一ヶ月当たりの見 込み数量

#### ⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業や就労継続支援事業（A型）での就労が困難な人や、年齢や体力面で就労が困難な人などに雇用契約に基づかない働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

実績は第5期計画の見込量を少し上回っています。これは、市内事業者の定員増加が行われたことが理由と考えられます。第6期計画では前期計画の実績を基礎として見込み量を定めています。

(単位：人日分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
1,630 (88)	1,572 (88)	1,707 (94)	1,750 (97)	1,794 (100)	1,875 (104)	一ヶ月当たりの見 込み数量



(就労継続支援 A 型事業所の農園)

## ⑥ 就労定着支援

一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対して、就労の継続を図るために就労先・自宅等への訪問や必要な連絡調整・助言などを行います。

就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した者が対象となり、利用期間は最長で3年間となっています。

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した者の約1/3がサービスを利用するとして見込み量を定めています。

(単位：人日分)

第6期（見込み）			備 考
3年度	4年度	5年度	
1人	1人	2人	一ヶ月当たりの利用者見込数

## ⑦ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主に昼間医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

第5期計画では、ほぼ見込み数量どおり推移しています。第6期計画では今後の利用予定者を鑑み、見込み量を設定します。

(単位：人分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
13	14	14	15	16	17	一ヶ月当たりの見込み数量

## ⑧ 短期入所

自宅で介護をする人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

短期入所事業については、利用希望が週末や長期休暇等に偏ることもあり、月により利用実績にばらつきが見られます。また、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、施設の利用中止になった時期もあり、見込み数量を下回り推移しています。長期利用が減る傾向がみられ、これらの利用の状況も勘案しつつ、平成28年度に市内に2事業者開設したことや、障がいのある人が居宅において介護を受けられないなど緊急時に対応できることを基本として、第6期計画の見込み量を定めます。

(単位：人日分)

	第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
福祉型	50 (7)	43 (7)	22 (2)	38 (5)	40 (6)	42 (7)	一ヶ月当たりの見込み数量
医療型	12 (2)	15 (3)	22 (4)	22 (4)	24 (4)	30 (5)	

### 見込み量確保のための方策

今後は、利用者のニーズを把握し、より充実させるべきサービスを中心に、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を推進します。併せて、他の施策の動向に留意しながら、障がい福祉施策の枠にとらわれない発想で資源及び財源を有効活用し、支援体制の充実を図ることに努めます。現在、市内に提供事業者のない生活介護や、事業所の少ない短期入所については、基準該当施設（注22）の認定について、既存の高齢者施設への協力を求めます。

また、職場の開拓、就労に関する個別の支援の在り方、ハローワークや障害者就業・生活支援センター（注23）などの利用促進、地元企業への障がい者受け入れに対する啓発などの課題について、福祉、労働、教育等の各分野と連携を図り、就労後の支援を含めた就労支援体制の充実に努めます。さらに、公共の調達における福祉施設の受注機会の拡大に努めます。

### (3) 居住系サービス

日中、就労移行支援や就労継続支援などの訓練等給付を利用している人や、生活介護などの介護給付を利用している方で夜間や休日に一定の日常生活上の支援を行います。

#### ① 自立生活援助

障害者施設やグループホーム等から、地域で一人暮らしをしている方に対して定期的な巡回訪問や随時の対応により、地域生活を支援するための必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行います。

自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方が対象となり、標準的な利用期間は1年間となっています。

本人の意思を尊重した地域生活を支援するためのサービスになります。病院からの退院後又はグループホームから退去後、単身生活へ移行した者の実績や、地域相談支援の利用者数を勘案して見込み量を定めています。

(単位：人日分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
2	7	7	10	12	14	一ヶ月当たりの見込み数量

#### ② 共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助又は、入浴、排せつ、食事の介助を行います。

市内や近隣市町に新規事業者が開設したことにより、第5期計画の見込量は、



上回っています。今後も地域での生活の中核となる施設という位置づけで提供事業者の誘致等を推進します。

(単位：人分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
67	74	66	70	73	76	一ヶ月当たりの見込み数量

### ③施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

第5期計画では、63人を目標としていましたが、61人に減少しています。

第6期計画では、引き続き地域移行を推進することとし、令和5年度末の施設入所者数を58人とすることを目標とします。

(単位：人分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
67	65	61	60	59	58	一ヶ月当たりの見込み数量

### 見込み量確保のための方策

今後も新規に入所施設での支援が必要となる方がいる一方、一定程度の人数を施設から地域移行させることが求められます。現入所者の状況把握に一層努めていきます。また、民間活力の促進により同じ居住系サービスであるグループホームの設置を図ります。

### (4) 指定相談支援

障がいのある人が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、様々なサービスを適切に組合せ計画的に利用できるよう支援します。

### ① 計画相談支援

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、必要に応じてサービス事業者等との連絡調整、計画の見直し、変更等を行います。

### ② 地域移行支援

入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がいのある人に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

### ③ 地域定着支援

施設や病院からの退所・退院する人、家族との同居から一人暮らしに移行するなど地域定着が必要と思われる人に対して、連絡体制を確保し緊急の事態等に相談や便宜を図るサービスです。

(単位：人分/月)

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)			備考
	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
計画相談支援	92	90	208	107	113	122	一ヶ月当たりの見込み数量 (平均)
地域移行支援	0	0	0	2	2	3	
地域定着支援	1	1	2	2	2	3	

※新型コロナウイルス感染症拡大等で、サービスの変更が相次ぎ、2年度は増えている。

#### 見込み量確保のための方策

指定特定相談支援事業所における利用者計画作成を支援するため、相談支援事業所連絡会等を通して、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、市としての協力体制づくりを構築していきます。相談支援専門員が行うケアマネジメント(注24)により、対象者にきめ細かい支援を行い、個々の利用者の状況に応じたモニタリングの実施に努めます。

(注 22) 基準該当施設・・・基準該当障害福祉サービス事業所。指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所で、市町村が認めたものにおいては、その事業者が障がい者を受け入れた場合、特例介護給付費・特例訓練等給付費が支給される。

(注 23) 障害者就業・生活支援センター・・・就職を希望している障がい者や職場定着が困難な方を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、「就業面」と「生活面」の一体的な相談、支援を行っている。

(注 24) ケアマネジメント・・・障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がい者のおかれている状況等を踏まえ、適切かつ総合的に課題調整をする必要があり、保健・医療・福祉等のサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

#### IV 障害児通所支援等の必要な量の見込みと確保のための方策

##### 障害児通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みと確保のための方策

###### (1) 児童福祉法による障がい児を対象としたサービス

児童福祉法による障がい児を対象としたサービスは、保育園・放課後児童クラブにおける障がい児の支援や、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。この項では、本市における「障害児通所支援」と「障害児相談支援」の整備について扱います。

###### ① 児童発達支援事業

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

(単位：人日分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
184 (36)	187 (41)	159 (42)	202 (47)	229 (51)	270 (55)	一ヶ月当たりの見込み数量

## ② 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

(単位：人日分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
387 (72)	549 (91)	704 (106)	810 (122)	932 (140)	1072 (161)	一ヶ月当たりの見込み数量

## ③ 保育所等訪問支援事業

保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

(単位：人日分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
0	0	0	8 (3)	10 (4)	12 (5)	一ヶ月当たりの見込み数量

## ④ 医療型児童発達支援事業

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援のほか、医療の提供を行います。

(単位：人日分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
0	0	0	2 (2)	3 (3)	4 (4)	一ヶ月当たりの見込み数量

## ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

(単位：人日分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
0	0	0	3 (3)	4 (4)	5 (5)	一ヶ月当たりの見込み数量

## ⑥ 障害児相談支援

利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。その後は、一定期間ごとにモニタリングを行い、必要に応じて障害児支援利用計画の見直し、変更等を行います。

(単位：人日分)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
36	38	93	55	66	79	一ヶ月当たりの見込み数量

※新型コロナウイルス感染症拡大等で、サービスの変更が相次ぎ、2年度は増えている。

### 見込み量確保のための方策

市内に事業所が平成26年1ヶ所、平成30年1ヶ所、令和元年1ヶ所と、開設されていますが、障がい児サービスの利用者は、年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。それに伴い、市外の通所サービス事業所の利用者も多数を占めていることから、身近な地域で支援ができるよう、今後も市域のバランスを考慮した設置場所での事業所の誘致を進めます。また支援が必要な児童が、施設での適切なサービスを受給するために、計画相談支援事業所は重要な役割を占めており、そこでの相談支援専門員の人材不足が表面化しつつあります。今後はその人材育成や質の向上に努め、そのうえで関係事業者、教育部局、子育て支援部局と連携した体制の確保に努めます。幼児健診等で把握された発達障がいの疑いのある児童について、

本事業を活用し、ライフステージの初期段階として、早期の療育開始へとつなげていくこととします。

教育委員会では、ユニバーサルデザイン教育推進拠点校を市内に設置し、支援の必要性の有無にかかわらず、どの子どもにとっても「わかる・できる」授業づくりの推進を計画しています。

また、民間の活力とノウハウを活用し、美作市の恵まれた自然環境の中で豊かな人間形成を図る目的で、特別支援学校の誘致を進めています。

特別な支援を必要とする児童・生徒においては、これら様々なサービスと連携することにより、療育の充実を図ることが期待されます。

## (2) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について

美作市発達支援センターが平成28年度に設置され、発達支援の相談窓口として、地域の実情を踏まえ、必要な支援を切れ目なく受けられるような体制づくりを行っています。どの子ども地域で安心して過ごせるように、教育委員会をはじめ、すべての機関と連携し、コーディネート力を強化し、途切れ・隙間のない子どもの支援・発達支援を目指します。

### ① 発達支援センターでの取り組み

#### ・相談支援

発達障がい者支援コーディネーターや心理士、元教諭、元保育士等を配置し、障がいの有無に関わらず発達支援が必要な児と保護者に対して所属機関（学校、園等）や医療、療育機関と連携を図り、適切な支援が受けられるよう相談を行います。

#### ・発達支援

就学前の幼児と保護者を対象に、子どもの発達を促すと共に保護者の理解をすすめるため、乳幼児やその保護者が通える発達支援教室（にこにこ教室）を実施します。また、教育委員会の協力のもと、保育園・幼稚園に専門スタッフ（心理士、保育士、保健師等）が巡回し、保育者と共に子どもの困り感に寄り添い、適切な支援につなげるように巡回相談を行います。また各事業においては、作業療法士や言語聴覚士等、専門家の意見や指導を積極的に取り入れ、子どもの特性に合わせたサポートを行います。

## ・地域支援

地域住民に発達障がいの正しい理解をすすめるための普及啓発として、広報紙にコラムを連載したり、発達支援講演会の開催をしたり、地域の委員や保護者を対象に研修会等を行います。

また障がい児を持つ親の会（市内5か所）、自立支援協議会のペアレントトレーニング（注25）やほっこりほっとカフェ等で、保護者同士の交流と学びの場のサポートを行うとともに、地域で障がいのある子どもを育てる保護者等の声を聞く機会とし、また、その声を取りまとめ勝英地域自立支援協議会において、協議会の圏域における共通課題として検証し、行政への提言も含め、官民一体となり支援の方向性や具体的な支援策を考えていきます。

## ・継続支援

保護者が支援者に知って欲しい子どもの情報をまとめられるファイルとして「相談支援ファイル（はぐくみ）」を作成し、必要な人に配布しています。個別に活用方法について説明も行い、ホームページからダウンロードでき、活用しやすいようにします。さらに、困った時や相談したいときにどこに相談すれば良いかわかるように、市内や近隣にある医療・療育・相談機関をまとめた「資源マップ」も作成し、活用します。また、必要な支援が途切れないための支援者側の仕組み作りとして、「共通支援シート」を活用した就学前後の引継ぎ体制整備を行います。

## ② 幼稚園・保育園での取組

### ・巡回相談

保健福祉部と連携して、県事業を活用した4歳児対象の巡回相談を実施しています。（県事業「一人一人が笑顔に！就学前からの発達支援事業」）

地区担当保健師、指導保育士、心理士（外部委託委託）、発達支援センタースタッフ及び専門指導員（特別支援学校教員）によるチームで行っており、支援の必要な子どもへの適切な対応や保育環境整備など効果を上げました。

### ・3歳児からのスクリーニング検査（注26）（平成29年度新規事業）

市内全園で3～5歳児へのスクリーニング検査を実施し、発達の偏りや遅れを早期に見つけ出し、療育やその後の支援に活かしています。保育士等の認識を確かにでき、また、保護者理解が進み療育につなげられるケースもありました。

- ・ことばの教室幼児部（平成29年度新規事業）

市内幼稚園、保育園に在籍する4～5歳児を対象に、教育相談により必要と判断した園児について、月1回の児童発達支援施設の言語聴覚士による指導を行います。指導を受けた園児が、ことばによるコミュニケーションに自信を持てるようになりました。今後は更なる充実を考えています。

### ③ 小学校・中学校での取組

- ・教育支援係の設置

平成27年度より係を新設し、現在4人の指導主事がいます。社会福祉課関係部署等関係機関との関わりが明確になり指導体制が充実しました。

- ・ユニバーサルデザイン教育推進拠点校指定

勝田東小学校を拠点校として、特別支援教育の視点を取り入れ、刺激の少ない学習環境整備、発問の工夫、1時間の授業構成など、どの子にとっても分かりやすい授業づくりの研究を行いました。大学講師による指導助言を多くの教職員が共有し、市内学校でのユニバーサルデザイン教育の理解が進んでいます。

- ・特別支援教育支援員配置

特別な支援を必要とする児童生徒への教育的支援を行うため、平成20年度から配置しています。対象となる児童生徒は増加傾向にあり、学校での安心安全、学校生活の安定、基本的な生活習慣や学力定着等を図る上で重要な役割を担っています。

### ④ 高等学校との連携

特別な支援を必要とする児童生徒が高等学校等へ進学する場合、中学校がそれぞれの進学先への情報提供を行っています。また、進学後の情報交換会を定期的に行っており、連続性を持った支援を行っています。今後、更なる充実を考えていくとともに、情報が途切れてしまう高等学校等中退者の支援について、教育、福祉が連携し、情報を収集し、保護者や子どもが相談できる体制づくりに努めます。併せて、就職時にも必要な支援が途切れないための必要なものとして活用できる「共通支援シート」等の整備を行っています。



(注 25) ペアレントトレーニング・・・保護者の方々が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを相談し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム。

(注 26) スクリーニング検査・・・「障がいや病気のある人」を早く発見し、早期の適切な対応につながるための検査のこと。



(保育園への巡回相談の様子)



(ペアレントトレーニングの様子)

## V 指定障がい福祉サービスの人材確保と資質の向上等

福祉サービスの担い手となる人材の養成については、責任者及び専門職員の養成のみならず、障がい福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。

また、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、サービス等利用計画の作成を行う相談支援従事者及び相談支援専門員についても資質の向上が不可欠となります。

事業者に対し、県が実施するサービス管理責任者や居宅介護従事者、相談支援従事者の養成講座などへの積極的な参加を促し、人材の確保を促進します。

また、現在、市で行っている各種の研修会や講座について、福祉制度の改正内容に注視しながら、より効果的なものになるよう検討を行います。

## VI 美作市地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は次のとおり実施することを見込み、今後、施行の実情等を踏まえながら新たなニーズ等への対応等も含め柔軟に対応していきます。

### 実施する事業の内容

#### ア) 相談支援事業

障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、日常生活自立支援等のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談支援をします。

(単位：件数)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
822	1,240	966	1,000	1,000	1,000	年間の件数

※ 令和2年度は実績見込、以下同じ

#### イ) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。平成27年1月からは、手話通訳者を採用しており、本事業のみならず、コミュニケーション支援の充実に努めています。

(単位：件数)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
4	20	30	35	40	45	一ヶ月を1件とする年間の件数

#### ウ) 日常生活用具給付等事業

障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に努めます。また、日常生

活用具の種類、機能は進化しており、障がいのある人からの要望などを考慮し、支給対象用具の範囲拡大を検討します。

(単位：件数)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
428	342	450	460	470	480	年間の件数

エ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。年々利用者のニーズが高まっており、利用範囲の拡大を検討します。

(単位：時間)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
6,049	5,987	6,000	6,000	6,000	6,000	年間の時間数

オ) 地域活動支援センター機能強化事業

本事業は、障がいのある人が通所することにより、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進の便宜を供与する地域活動支援センター（なごみ）や小規模作業所（むぎの会）の機能を更に充実強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

(単位：箇所数)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
2	2	2	2	2	2	なごみ＝Ⅰ型 むぎの会＝Ⅲ型 基礎的部分を含む



サツマイモ掘り体験



プラバン作り

(地域活動支援センターでのサロン活動)

### カ) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援する為、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。

(単位：件数)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
54 (1)	54 (1)	54 (1)	54 (1)	54 (1)	54 (1)	年間の件数

### キ) 更生訓練費・施設入所者就職支度金事業

#### ① 更生訓練費給付事業

職能訓練などの訓練をうけるために必要な文房具、参考書を買うための費用として支給し、身体障がい者の社会復帰の促進を図ります。

(単位：人数)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
0	0	0	2	2	2	

② 施設入所者就職支度金給付事業

身体障がい者更生援護施設に入所・通所し、就職することにより自立する者に対して就職や自営について必要な生活用品の購入費として金品を支給し、もって社会復帰の促進を図ります。

(単位：件数)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
0	0	0	1	1	1	年間の件数

ク) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に関する費用の一部を助成します。

(単位：件数)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
1	1	2	5	5	5	年間の件数

ケ) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

第4期計画の見込み量を下回り推移しており、実績を基に修正のうえ本サービスの見込量を定めます。

(単位：日数)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
701 (22)	618 (24)	700 (22)	700 (25)	700 (25)	700 (25)	年間の利用日数

コ) 生活サポート事業

介護給付費決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活の推進を図ります。本サービスは障がい福祉サービスの居宅介護サービスの利用決定までの一時的なサービスとの位置づけのため、年度によりばらつきが見られることから第5期計画期間中の実績を基に見込み量を定めます。

(単位：時間)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
70 (3)	50 (7)	60 (2)	100 (5)	120 (6)	140 (7)	年間の利用時間

サ) 盲導犬飼育費助成事業

盲導犬を飼育するために必要な餌代等の一部を補助します。

(単位：件数)

第5期（実績）			第6期（見込み）			備 考
30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
12 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	24 (2)	1ヶ月を1件とする

**VII 美作市障がい福祉計画の期間及び見直しの時期**

美作市障がい福祉計画は、3年を1期として作成することから、次期美作市障がい福祉計画については、第6期障がい福祉計画に係る必要な見直しを令和5年度末までに行っただうえで作成することとします。

**VIII 美作市障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価**

成果目標及び活動指標については、PDCAサイクルのプロセスにより、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、第6期計画の中間評価を行い、必要があるときは計画の変更や見直し等の措置を講じることとします。

※「ひらがな表記」について

本計画中において、「障害」を「障がい」とひらがな表記しています。

このひらがな表記の適用については、人や人の状態を表す場合に適用し、法令名やそれに基づく制度等や団体名等の固有名称など漢字表記が使用されている場合は、そのまま漢字表記をしています。